

決した。かくして1965年大学卒業のソーシャルワーカーは、始めて同程度の学歴のものが与えられていると同等の賃金水準と地位を達成した。

このような経験が、多くのソーシャルワーカーに、このイスラエル協会の果す役割を再認識させた。この協会が存在している限り、この組織は、イスラエルにおいて今までとは異なった職業的組織のモデルを代表し、社会的変化に対する触媒的役割を果しうる。

Eliezer David Jaffe, *The Social Work Establishment and Social Change in Israel*, *Social Work*, Vol. 15, No. 2, April 1970, pp. 103~109.

(遠藤 滋 東横短大)

社会保障こぼれ話

パナマの年金制度

多くの国々で、年金制度の整備が行なわれており、パナマでも、1969年に年金制度が改正された。

この国の年金制度は社会保険の仕組みを用いて、老齢、廃疾、および遺族の年金を支給しており、最も重要な役割を担当しているのは老齢年金である。たとえば、老齢年金の算出では、年金の月額を受給者の過去に取得した基本的な月収の50%で、この支給額は拠出期間によって増額される仕組みとなっている。つまり、被保険者が加入してから10年以後からの拠出を対象として、拠出12カ月毎に基本的な月収の1%が加算されることになっている。さらに、受給者が扶養家族を養育している場合には、扶養家族手当が加えられるが、この手当は定額方式で、その金額は妻が月額10バルボア、14歳未満の子女1人当たりが月額5バルボアとなっており、子女の手当は就学中ならば18歳まで延長され、ま

た、身体障害ならば年齢の制限をなんら適用されない。

ところで、年金や扶養家族への手当の支給額には一応最高額が定められており、扶養家族に対する手当の合計は最高月額50バルボアまでとなっている。また、年金と扶養家族への手当を合わせた合計の最高額は、受給者の基本的な月収の80%までとされている。もっともこの年金制度の年金算出方法を用いて算出された年金額が、最低年金額として定めた所定の基準以下であれば、その場合には上に示した月収の80%以上に当る年金の受給を認められることになっている。また、この年金制度でも、年金の価値に対する再評価が行なわれることになっているが、すでに受給している年金の再評価により、当初に年金を算出した収入の80%を、再評価の結果として算出された年金額が上まわることもあり得る。このような再評価の場合にも、上に示した80%の最高制限は、適用されないことになっている。

(平石長久 社会保障研究所)